

「公立富岡総合病院・公立七日市病院内売店運営業務」施設概要及び仕様について

I 施設概要

1 公立富岡総合病院

- (1) 施設名称 公立富岡総合病院
- (2) 所在地 〒370-2393 群馬県富岡市富岡 2073-1
- (3) 病院概要
 - ア 病床数（令和7年9月1日現在） 306床
 - イ 外来患者数（令和6年度実績） 630人／日
 - ウ 入院患者数（令和6年度実績） 231人／日
 - エ 職員数（令和7年9月1日現在） 662名
 - オ その他委託職員 約130名

2 公立七日市病院

- (1) 施設名称 公立七日市病院
- (2) 所在地 〒370-2343 群馬県富岡市七日市 643
- (3) 病院概要
 - ア 病床数（令和7年9月1日現在） 162床
 - イ 外来患者数（令和6年度実績） 78人／日
 - ウ 入院患者数（令和6年度実績） 122人／日
 - エ 職員数（令和7年9月1日現在） 172名
 - オ その他委託職員 約35名

II 出店対象施設

1 公立富岡総合病院

- (1) 売店
 - ア 面積
 - ① 店舗面積 157.79 m²（メデイカルコーナー含む）
 - ② 厨房（パン工房含む） 57.71 m²
 - ③ 倉庫 5.67 m²
 - ④ 更衣室物入 5.83 m²
 - ⑤ トイレ等 17.76 m²
 - ⑥ 自販機コーナー①1階売店前 6.16 m²

⑦ 自販機コーナー② 1 階売店前（衛材） 6.53 m²

⑧ 自販機コーナー③ 1 階検査科前 12.95 m²

⑨ 自販機コーナー④ 5B 病棟デイルーム 3.6 m²

※什器、冷蔵庫等は出店者が設置するものとする。

イ 自動販売機 衛生材料、飲料用、マスク等

2 公立七日市病院

（1）売店

ア 面積

① 店舗面積 21.13 m²

② 倉庫 7.5 m²

③ 自販機コーナー① 1 階売店 5.05 m²

④ 自販機コーナー② 北館 2 階 1.1 m²

※什器、冷蔵庫等は出店者が設置するものとする。

イ 自動販売機 飲料用、マスク

Ⅲ 出店場所

別添平面図による。

Ⅳ 出店条件

1 営業期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日

2 運営形態等

（1）一括運営

公立富岡総合病院及び公立七日市病院の売店（自動販売機による販売を含む。）、並びに、院内保育所の給食及び人間ドック健診者向けの食事提供を一括して運営すること。

（2）運営形態

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産目的外使用とし、その使用許可期間は、契約日より 5 年間とする。

（3）施設使用料

ア 施設使用料は、次のとおりとする。

① 公立富岡総合病院売店

提案書に記載した金額を毎月支払うものとする。（消費税は、別途必要）

ただし、施設使用料は月額 150,000 円（消費税は、別途必要）以上とする。

② 公立七日市病院売店

提案書に記載した金額を毎月支払うものとする。(消費税は、別途必要)

ただし、施設使用料は月額 50,000 円(消費税は、別途必要)以上とする。

イ 販売手数料

① 毎月の売上額に事業者(出店者)が企画提案書にて提案した販売手数料率を乗じて得た額を販売手数料とする。ただし、次の販売手数料率以上とする。

- ・公立富岡総合病院売店 3.5%
- ・公立富岡総合病院売店で扱う自動販売機 5%
- ・公立七日市病院売店 1.5%

② 販売手数料率は、売店あるいは商品分類で、必ずしも一律でなく提案できるものとする。

ウ 光熱水費は、実費とする。

※契約期間満了に際し、出店者から事前に申請があり契約の継続に特段の問題がない場合は、協議の上契約を更新することができるものとする。

※事業者(出店者)は、契約満了又は、事業から撤退するときは、病院と協議のうえ現状に復すること。(費用は、事業者(出店者)負担)

3 仕様について

(1) 売店

ア 営業日

- ・現行の運営形態(年中無休)を希望するが、休日については協議のうえ決定するものとする。

イ 営業時間

- ・病院の性質上、午前8時より午後7時00分までを希望するが、病院と協議の上決定するものとする。

※休日、営業時間については企画提案書に記載すること。

ウ 施設管理の分担等

- ・病院側建物工事範囲については病院側が負担する。その他日常の管理、修繕設置及び建物躯体の改造を要しない改装は事業者(出店者)が負担する。
- ・什器及び備品類、内、外装、看板等は病院の許可を得たうえで事業者(出店者)が負担するものとする。

エ 飲食スペースの設置(公立富岡総合病院)

- ・飲食スペースは、売店商品の飲食に利用するほか、休憩目的での利用ができるものとする。

オ 清掃

- ・売店内の日常及び定期清掃は事業者(出店者)が責任を持って行う。

- ・売店内のごみは事業者(出店者)の責任において病院から搬出及び処分を行う。
- ・消毒及び防疫は事業者(出店者)の責任において行い、関連法令及びそれに基づく所管官庁の通知を遵守し、衛生面及び品質管理には特に気を使うこと。

カ 取扱商品、サービス

- ・飲食物(弁当、おにぎり、パン、コーヒー、乳飲料等)、菓子、新聞雑誌類、日用雑貨、紙おむつ、下着類、病院の要請に応じた医療衛生材料等、利用者の嗜好に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うこと。
- ・可能な範囲で、売店利用者にとって利便性の高いサービスを提供すること。
- ・地元事業者と可能な限り取引すること。
- ・病院で導入している入院セット等の業者と連携すること。
- ・公立富岡総合病院では、病棟へのワゴン販売や新聞配達等のサービスを行うこと。本サービスの提供が困難な場合は、代替のサービスを提案書に記載すること。
- ・タバコ、アルコール類、その他病院がふさわしくないと判断した商品は販売しないこと。

※取扱商品、サービスについては、公立富岡総合病院及び公立七日市病院の売店ごとにそれぞれ企画提案書に記載してください。

※その他病院の要望に可能な限り応じるものとする。

※公立病院内売店の性格に反しない範囲での創意、有料サービスは可能とする。

キ 商品価格

- ・地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、公立病院内売店の性格をかんがみ、できるだけ低廉な価格で販売すること。

ク 自動販売機

① 営業日

- ・24時間年中無休営業すること。

② 清掃

- ・日常及び定期清掃は事業者(出店者)が責任を持って行う。

③ 取扱商品

- ・衛生材料、浴衣、飲料水(コーヒー、紅茶、水、スポーツドリンク、乳飲料等)、アイス、新聞、マスク、その他利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。

④ 販売価格

- ・販売価格の上限は、販売商品の標準小売価格とする。

⑤ その他

- ・タバコ、アルコール類、その他病院がふさわしくないと判断した商品は販売しないこと。

- ・転倒防止の措置を講ずること。

※その他病院の要望に可能な限り応じるものとする。

ケ アンケート調査

- ・年に1回以上のアンケート調査を実施し、患者を含む利用者及び職員の意見を聴取し、運営に反映させるよう努めること。
- ・アンケート調査の結果の写しを公立富岡総合病院総務課へ提出すること。

コ その他

- ・事業者（出店者）は、病院等の要望に対して柔軟に対応すること。
- ・事業者（出店者）は、地震など大規模災害発生時や感染症大流行などの状況における、病院側からの協力要請に対して可能な限り対応を行うこと。
- ・事業者（出店者）は、毎月別に指定する日までに売店経営収支を明らかにし、公立富岡総合病院総務課に提出すること。
- ・事業者（出店者）は、契約期間内に第三者に業務を譲渡することはできない。（やむを得ず業務を停止するときは、事前に病院と協議するものとする。）
- ・現売店での取引業者について、その業者より申し出があった場合のみ取引の協議に応じ、条件が合致すれば採用すること。

(2) 院内保育所の園児向け食事提供

ア 食事内容

- ・園児向けの味付けと栄養バランスの取れた食事とする。また、年齢にあった食形態とする。アレルギー食の提供が可能であれば望ましい。

イ 提供場所

- ・公立富岡総合病院敷地内にある院内保育所

ウ 提供日

- ・月曜日～金曜日 昼食のみ

エ 提供価格

- ・内容に見合った適切な価格とすること

(参考価格) 1食 258円(税込) 令和7年9月1日現在

(3) 人間ドック健診者向け食事提供

ア 食事内容

- ・1日ドックコース(ドックプラス)の健診者向けに生活習慣を意識したヘルシーで栄養バランスの取れた食事とする。

イ 提供場所

- ・公立富岡総合病院健診センター

ウ 提供日

- ・月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 11:50 配膳

エ 提供価格

- ・内容に見合った適切な価格とすること

(参考価格) 1食 555 円 (税込) 令和 7 年 9 月 1 日現在

V 設置機器一覧

機器名	型番	台数	設置場所
業務用冷凍庫		1	厨房
業務用冷蔵庫		1	厨房
ガスレンジ		1	厨房
スープレンジ		1	厨房
ガスフライヤー		1	厨房
ガス炊飯器		1	厨房
ウォーマーテーブル		1	厨房
卓上電気ウォーマー		1	厨房
電子保温ジャー		1	厨房
電子レンジ		1	厨房
トースター		1	厨房
包丁・まな板殺菌庫	SC-20	1	厨房
スチームコンベクション	SCOS-5	1	厨房

VI その他

1 その他

- (1) 出店者として採択された者は、店舗レイアウト等施設に関すること、店舗運営、商品構成、価格等事前に病院担当者と協議すること。また、開店後これらの変更をするときは病院の承認を得ること。
- (2) 契約期間の更新を希望するときは、契約満了より 6 ヶ月前までに書面により申請をするものとする。ただし、契約期間中に施設使用料等の滞納及び運営に関し瑕疵があると審査委員会にて認められた場合は、契約の中止または契約を更新しない場合がある。